

受 傍 信 通

って何？



仙台弁護士会は通信傍受法の対象拡大・手続簡略化の法改正に反対します

当画像の再配布、販売、トリミング、切除、描き足し、加工、合成等 その他著作権を侵害する行為を一切禁止いたします。尚、この文字部分も画像の一部ですので消去しないでください。

当画像は、自由にSNSやブログに掲載・ご紹介いただけます。その際は必ず下記の文章をお書き添えください。

「通信傍受って何？」 仙台弁護士会 <http://senben.org/>



ひとこと解説 通信傍受が行われたことは事後的にしか通知されません。また、傍受の対象となる通信も特定されません。対象者は、一定期間、犯罪と関係ない私的な通信を含めた全ての通信を気付かないままに傍受されることとなります。国民は、いつ傍受(盗聴)されるか、常に警戒しながらの生活を強いられることになるでしょう。

当画像の再配布、販売、トリミング、切除、描き足し、加工、合成等 その他著作権を侵害する行為を一切禁止いたします。尚、この文字部分も画像の一部ですので消去しないでください。

当画像は、自由にSNSやブログに掲載・ご紹介いただけます。その際は必ず下記の文章をお書き添えください。

「通信傍受って何？」 仙台弁護士会 <http://senben.org/>



現在、**通信傍受法**（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律）について、対象犯罪を組織的な重大犯罪だけでなく窃盗・詐欺・傷害等の一般的な犯罪にまで拡大し、さらに傍受時の通信事業者の立会を不要とするなど、手続を簡略化する法改正が検討されています。

しかし、通信傍受の本質は盗聴であり、通信の秘密やプライバシー権などの重要な人権を侵害するものです。

罪を犯しておらず、犯罪組織にも関わっていない、ごく普通に暮らしている人々が通信傍受を受ける可能性も大幅に高まります。

いつ、誰との通信を傍受されるかもわからず、安心して電話やメールを使うことができない社会になってしまうかもしれません。

私たち 仙台弁護士会は、国民の自由・人権への配慮を欠いた、通信傍受法の対象拡大・手続簡略化の法改正に反対します。

このリーフレットをお読みになった皆様も、是非、関心をお持ちいただければと思います。

●発行者 **仙台弁護士会**

〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目9番18号

URL <http://senben.org/>

●イラスト・漫画・デザイン **ナコ** <http://nfsn66.net/>

当画像の再配布、販売、トリミング、切除、描き足し、加工、合成等 その他著作権を侵害する行為を一切禁止いたします。
尚、この文字部分も画像の一部ですので消去しないでください。

当画像は、自由にSNSやブログに掲載・ご紹介いただけます。その際は必ず下記の文章をお書き添えください。

「通信傍受って何？」 **仙台弁護士会** <http://senben.org/>